

Green zone [一般服エリア]の拡大について

2018年4月26日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

1. 概要

TEPCO

5月上旬より、1～4号機周辺道路やタービン建屋東側の一部エリアについて、当該エリアで働く作業員の身体的負荷軽減や作業性の向上を目的に、Yellow zone から Green zone に変更する（Green zoneの割合：約95%→約96% [構内道路がすべてGreen zone]）

また、運用区分の変更にあたり、空气中放射性物質濃度がマスクの着用基準を下回っていることを確認するとともに、ダスト上昇を早期に検知するための連続ダストモニタを追加設置した。



【変更前】



【変更後】

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

運用区分の変更を予定している1～4号機周辺道路等について、「手サンプリング」及び「連続ダストモニタ」により、空气中放射性物質濃度を確認（測定結果は、次頁以降参照）

■ 測定点



- R zone [アノラックエリア]
- Y zone [カバーオールエリア]
- G zone [一般服エリア]
- 変更予定エリア (Y zone → G zone)
- 連続ダストモニタ [既設分]
- 連続ダストモニタ [追加設置分]
- A 手サンプリング点



3号機海側道路

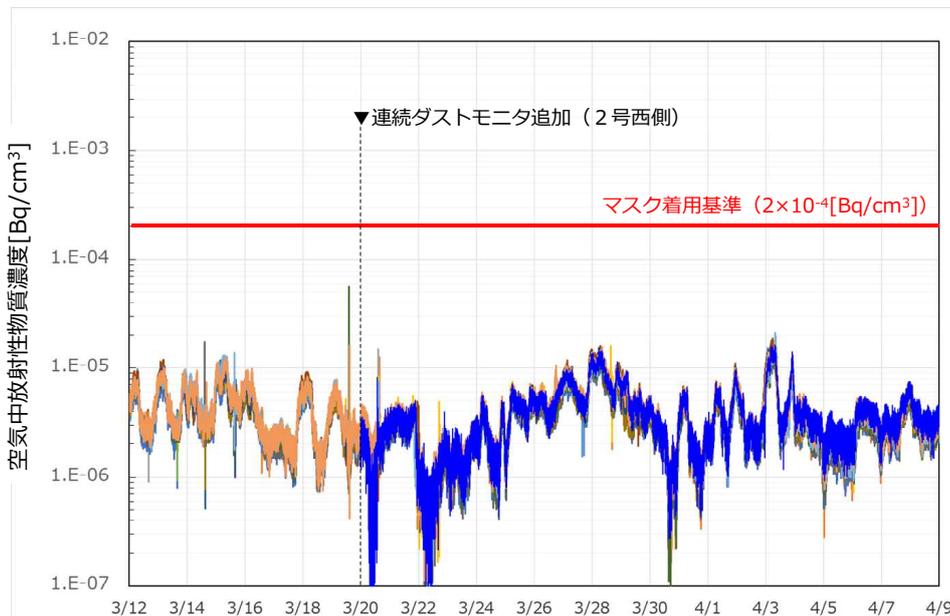
©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

2-2. 空气中放射性物質濃度の確認結果 ～連続ダストモニタによる測定結果～

■ 連続ダストモニタによる測定結果

- 3/20より、2号機原子炉建屋南西側にて連続測定を開始。
- 空气中放射性物質濃度は、既設分と同様に $10^{-6} \sim 10^{-5}$ [Bq/cm³]程度で推移※しており、マスク着用基準未満 (2×10^{-4} [Bq/cm³]) であることを確認。



- 正門警備所
- 1, 2号機法面
- 旧情報棟
- 3号機海側
- 免震重要棟
- 3, 4号機法面
- シールド中央制御室
- HTI南側
- 旧厚生棟
- 登録センター
- 1号機海側
- 旧5, 6号機出入り管理所
- 3号機南側
- Hタンクエリア
- 2号機西側 (追加設置分)

※ 天然核種の影響により、概ね $10^{-6} \sim 10^{-5}$ [Bq/cm³]で日変動する。

©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力ホールディングス株式会社

■手サンプリングによる測定結果

- 空气中放射性物質濃度が、すべてマスク着用基準 ($2 \times 10^{-4} [\text{Bq}/\text{cm}^3]$) を超えていないことを確認。

| 測定点 | 空气中放射性物質濃度[Bq/cm ³] | | |
|-----|---------------------------------|------------------------|----------------------|
| | Cs-134 | Cs-137 | 合計 |
| A | $< 6.3 \times 10^{-7}$ | $< 6.8 \times 10^{-7}$ | 検出限界未満 |
| B | 7.4×10^{-7} | 4.6×10^{-6} | 5.3×10^{-6} |
| C | $< 6.3 \times 10^{-7}$ | $< 5.8 \times 10^{-7}$ | 検出限界未満 |
| D | $< 7.9 \times 10^{-7}$ | $< 7.1 \times 10^{-7}$ | 検出限界未満 |
| E | $< 8.0 \times 10^{-7}$ | $< 6.8 \times 10^{-7}$ | 検出限界未満 |
| F | $< 8.3 \times 10^{-7}$ | $< 8.8 \times 10^{-7}$ | 検出限界未満 |
| G | $< 7.2 \times 10^{-7}$ | $< 7.1 \times 10^{-7}$ | 検出限界未満 |
| H | $< 7.3 \times 10^{-7}$ | $< 7.5 \times 10^{-7}$ | 検出限界未満 |
| I | $< 7.2 \times 10^{-7}$ | $< 6.6 \times 10^{-7}$ | 検出限界未満 |

【参考】変更後の運用区分 ～全体図～



※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア
 ※2 黄色点線のY zoneは、濃縮水等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの装備とする。
 なお、上図以外においてもG zone内で高濃度防じん作業(遠隔解体等)や濃縮水等のタンク移送ラインに關する作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。
 ※3 図中のG zoneの他、共用ホール建屋2、3階の一部エリアも対象とする。